

平成 15 年 12 月 26 日

地 第 1097 号

埼玉県警察本部長

地域警察官の日勤制勤務（その他）の勤務制について

（概要）

本通達は、埼玉県警察における地域警察の運営に関し必要な事項を定めたものであり、その主な内容は、

運用体制、運用計画

勤務制、勤務時間、勤務の種別

である。